

令和8年6月23日  
東京都財務局

工事受注者の皆様へ

財務局が施行する建築工事のうち  
「猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事」として  
記載がない工事への対応について

工事受注者の皆様におかれましては、日頃から財務局の事業執行につきまして御協力をいただきありがとうございます。

これまで猛暑対策として、財務局が施行する建築工事、電気設備工事、機械設備工事、その他の関連工事では「猛暑を考慮した適切な工期設定の運用」を行ってまいりましたが、新たな対策として猛暑下における作業効率の低下等を考慮し、労務費の増加費用を計上することとしました。

別紙の対象工事に該当する場合は、猛暑に伴う労務費の増加費用についての協議を発注者に請求することができますのでお知らせします。

【問合せ先】

財務局建築保全部技術管理課建築技術担当

03-5321-1111

(内線 27-644)

## 第1 積算方法の概要

下記の第2の1に該当する工事の受注者は、工事請負契約書第17条第1項の規定により、猛暑に伴う労務費の増加費用について契約金額の変更の協議を、都に対して請求することができる。

## 第2 具体的な内容

1 東京都財務局が施行する建築工事・電気設備工事・機械設備工事・その他の関連工事のうち、特記仕様書「1.6備考」において、「猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法の対象工事」との記載がなく、令和8年9月15日以降に完了する工事（夜間工事を除く）を対象とする。

2 工事期間中のうち令和8年以降に想定される猛暑による労務費の増加費用算定日数※、もしくは令和8年以降に発生した WBGT 値 31 以上となった時間の実績値から、猛暑に伴う労務費の増加費用を算定する。

計算方法は「財務局が施行する工事における猛暑に伴う労務費の増加費用の積算方法」に準じる。なお、変更にあたっては、当初契約の落札率を計上する。

※増加費用算定日数とは、定時の現場作業時間（8時～17時まで、「東京都の休日に関する条例」第1条第1項に規定する東京都の休日及び夏季休暇（3日）を除く。）とし、定時の現場作業時間のうち、環境省が観測し公表する工事場所近傍の観測地点におけるWBGT値（気温、湿度、日射・輻射を考慮した暑さ指数）が31以上となった時間について、過去5年間のWBGT値データに基づき算定し、日数に換算したものの5年分を平均したもの

## 第3 請求期限

契約金額の変更協議の請求期限については、工期の末日から2か月前までを原則とする。